4　施行期日等

㈠　無電柱化の費用は、無電柱化に係る事業の特性を踏まえた国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担の下、これらの者がその役割分担に応じて負担するものとするとともに、政府は、3の㈤のほか、無電柱化を円滑かつ迅速に推進する観点から、無電柱化の費用の縮減を図るための方策その他の国、地方公共団体及び関係事業者の負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇自転車活用推進法（法律第一一三号）（国土交通省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　基本理念

(1)　自転車の活用の推進は、自転車による交通が、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならないこととした。（第二条第一項関係）

(2)　自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならないこととした。（第二条第二項関係）

(3)　自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならないこととした。（第二条第三項関係）

(4)　自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならないこととした。（第二条第四項関係）

㈢　国の責務

国は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

㈣　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

㈤　事業者の責務

公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めることとした。（第五条関係）

㈥　国民の責務

国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めることとした。（第六条関係）

㈦　関係者の連携及び協力

国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとした。（第七条関係）

2　自転車の活用の推進に関する基本方針

自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時の自転車の有効活用体制の整備等とすることとした。（第八条関係）

3　自転車活用推進計画等

㈠　自転車活用推進計画

政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車活用推進計画を定めなければならないこととした。（第九条関係）

㈡　都道府県自転車活用推進計画等

都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないこととし、市町村（特別区を含む。）は、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第一〇条及び第一一条関係）

4　自転車活用推進本部

㈠　国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部を置くこととした。（第一二条関係）

㈡　本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織することとした。（第一三条第一項関係）

㈢　本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てることとした。（第一三条第二項関係）

㈣　自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てることとした。（第一三条第三項関係）

(1)　総務大臣
(2)　文部科学大臣
(3)　厚生労働大臣
(4)　経済産業大臣
(5)　環境大臣
(6)　内閣官房長官
(7)　国家公安委員会委員長
(8)　(1)から(7)までに掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

㈤　㈡から㈣までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第一三条第四項関係）

5　雑則

自転車の日及び自転車月間を設けるとともに、国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができることとした。（第一四条及び第一五条関係）

6　施行期日等

㈠　政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇財政制度等審議会令の一部を改正する政令（政令第三七八号）（財務省）

1　財政制度等審議会の任務の円滑な遂行に資するため、平成二九年一月五日に任期の満了することとなる委員の任期を、同年三月三一日まで延長することとした。（附則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第三七九号）（総務省）

1　過疎地域等において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画を定めたときは、救急隊は、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもって編成することができることとした。（第四四条第二項関係）

2　准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した等の消防職員（消防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法第二八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）をもって充てなければならないこととした。（第四四条第六項関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。
